

# 熊本県公報

第 1 1 5 2 2 号  
平成 19 年 3 月 7 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○都市計画法の事業計画変更	(下水環境課) 1
○随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領	(管理調達課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 9
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(交通安全・青少年課) 9
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課) 9
○生活保護法による医療機関の廃止	( " ) 10
○生活保護法による医療機関の休止	( " ) 10
○生活保護法による医療機関の変更	( " ) 11
○土地収用法による事業の認定	(用地対策課) 11
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立認証申請	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 12
○ " " " " " "	( " ) 12
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 13
○換地処分	(農村整備課) 13
○熊本県ホームページのコンテンツ作成及び維持管理業務	(広報課) 13
○団体営土地改良事業施行の適否決定	(農村計画・技術管理課) 16
○平成 19 年度水質検査検体搬送業務	(水環境課) 16
○熊本県森林地図情報システム用サーバー一式及び端末機器並びに周辺機器一式のリースに係る一般競争入札	(森林整備課) 18
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会	(医療政策総室) 20
○熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	(健康危機管理課) 20
○第 12 回熊本県地域福祉推進委員会の開催に係る開催日程等の県公報掲載	(健康福祉政策課) 21
○燃油類の調達に係る一般競争入札	(警察本部会計課) 21

## 告 示

### 熊本県告示第 197 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 菊池市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 菊池都市計画下水道事業 菊池公共下水道
- 3 事業計画
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
昭和 54 年熊本県告示第 161 号、昭和 59 年熊本県告示第 865 号、昭和 62 年熊本県告示第 157 号、平成 2 年熊本県告示第 623 号、平成 4 年熊本県告示第 463 号、平成 8 年熊本県告示第 86 号、平成 13 年熊本県告示第 337 号の事業地に、菊池市大字野間口字井手ノ上、字侍塚及び字侍居並びに、大字西寺字西原を加え、菊池市大字野間口字屋敷、字芝原、字東原、字木ノ本、字篤田及び字前田並びに、大字西寺字北園、字古閑後、字前畑及び字若宮原の地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間  
昭和 54 年 3 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

**熊本県告示第 198 号**

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領（平成 17 年熊本県告示第 1149 号）の一部を次のように改める。

第 1 条中「授産施設等」を「障害者支援施設等」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 障害者支援施設等 県内に住所を有する次に掲げる施設及び作業所をいう。

ア 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設、同条第 21 項に規定する地域活動支援センター又は同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 14 項に規定する就労移行支援又は同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

イ 小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第 15 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）

第 3 条第 1 項第 1 号中「授産施設等」を「障害者支援施設等」に改める。

第 5 条第 1 項ア中「授産施設等名簿」を「障害者支援施設等名簿」に改める。

第 7 条第 3 項中「第 93 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号」を「第 93 条の 2 第 1 項第 3 号」に改める。

別表中

授産施設等	身体障害者更正施設
	身体障害者授産施設
	精神障害者授産施設
	精神障害者福祉工場
	知的障害者更正施設
	知的障害者授産施設
	小規模作業所

を

障害者支援施設等	障害者支援施設
	地域活動支援センター
	生活介護を行う施設
	就労移行支援を行う施設
	就労継続支援を行う施設
	身体障害者更正施設
	身体障害者授産施設
	精神障害者授産施設
	精神障害者福祉工場
	知的障害者更正施設
	知的障害者授産施設
	小規模作業所

に改める。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式及び別記第 8 号様式中「授産施設等」を「障害者支援施設等」に改める。

附 則

- この要領は、告示の日から施行する。
- 施行の日から障害者自立支援法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第 2 条第 1 項第 1 号ア中「行う施設」とあるのは、「行う施設、障害者自立支援法第 5 条第 6 項に規定する生活介護、同条第 14 項に規定する就労移行支援、同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業所、同法附則第 41 条第 1 項、第 48 条若しくは第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 29 条に規定する身体障害者更正施設、同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設（身体障害者福祉工場を含む。）、障害者自立支援法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 50 条の 2 第 3 項に規定する精神障害者授産施設、同条第 5 項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 21 条の 6 に規定する知的障害者更正施設若しくは同法第 21 条の 7 に規定する知的障害者授産施設（知的障害者福祉工場を含む。）」とする。

旧

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

平成 年 月 日

契約希望申請書

熊本県知事 様

申 請 者 法 人 等 住 所

法 人 等 名

施 設 名

理 事 長 名  
(代表者名)

印

項 目	内 容
名 称 代 表 者 職 名 代 表 者 名 所 在 地 電 話 番 号 F A X 番 号	
契約を希望する 物品又は役務名	

契約を希望する地区

希望する地区に○印を記入

全 県	熊 本 (熊本市)	宇 城 (宇土市、宇城市、下益城郡)
玉 名 (荒尾市、玉名市、玉名郡)	山 鹿 (山鹿市、鹿本郡)	菊 池 (菊池市、合志市、菊池郡)
阿 蘇 (阿蘇市、阿蘇郡)	上 益 城 (上益城郡)	八 代 (八代市、八代郡)
芦 北 (水俣市、芦北郡)	球 磨 (人吉市、球磨郡)	天 草 (天草市、上天草市、天草郡)

(注意)

- ※ 授産施設等及び新商品販売者は、物品のみの申請となります。
- ※ シルバー人材センター及び母子福祉団体は、役務のみの申請となります。

新

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

平成 年 月 日

契約希望申請書

熊本県知事 様

申請者 法人等住所

法人等名

施設名

理事長名  
(代表者名)

印

項目	内容
名称 代表者職名 代表者名 所在地 電話番号 F A X 番号	
契約を希望する 物品又は役務名	

契約を希望する地区

希望する地区に○印を記入

全県	熊本 (熊本市)	宇城 (宇土市、宇城市、下益城郡)
玉名 (荒尾市、玉名市、玉名郡)	山鹿 (山鹿市、鹿本郡)	菊池 (菊池市、合志市、菊池郡)
阿蘇 (阿蘇市、阿蘇郡)	上益城 (上益城郡)	八代 (八代市、八代郡)
芦北 (水俣市、芦北郡)	球磨 (人吉市、球磨郡)	天草 (天草市、上天草市、天草郡)

(注意)

- ※ 障害者支援施設等及び新商品販売者は、物品のみの申請となります。
- ※ シルバー人材センター及び母子福祉団体は、役務のみの申請となります。





## 旧

(別表)

## 随意契約による物品又は役務の調達に係る名簿作成担当課

施設等		担当課
授産施設等	身体障害者更生施設	障害者支援総室
	身体障害者授産施設	
	精神障害者授産施設	
	精神障害者福祉工場	
	知的障害者更生施設	
	知的障害者授産施設	
	小規模作業所	
シルバー人材センター		労働雇用総室
母子福祉団体		少子化対策課
新商品販売者		産業支援課

## 新

(別表)

随意契約による物品又は役務の調達に係る名簿作成担当課

施設等		担当課
障害者支援施設等	障害者支援施設	障害者支援総室
	地域活動支援センター	
	生活介護を行う施設	
	就労移行支援を行う施設	
	就労継続支援を行う施設	
	身体障害者更生施設	
	身体障害者授産施設	
	精神障害者授産施設	
	精神障害者福祉工場	
	知的障害者更生施設	
	知的障害者授産施設	
	小規模作業所	
シルバー人材センター		労働雇用総室
母子福祉団体		少子化対策課
新商品販売者		産業支援課

**熊本県告示第 199 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	新合高浜 港線	天草市河浦町大字河浦字矢落  494 番 2 地先から  同所  494 番 2 地先まで	前	6.0 ～ 6.2	29.5	災害復旧 工事
			後	6.0 ～ 34.9	29.5	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 7 日

**熊本県告示第 200 号**

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により、少年に有害な興行として、平成 19 年 2 月 27 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	大奥 蕾の乱 明日への契り（新東宝） 夫婦性生活 幼児プレイ（新東宝） 妻たちの絶頂 いきまくり（新東宝） 美姉妹レズ 忌中の日に・・・（新日本） 欲情教師 狂い抜き（オーピー） 人妻痴態さらし もっと見て（新東宝） 義父の愛戯 喪服のとまどい（オーピー） 痴漢電車 熟女感度くらべ（新日本） 女教師を剥ぐ（日活） やりたがる熟女（新東宝） 先生の奥さん したがり未亡人（新日本） 人妻と OL あふれる愛液（新東宝） 美人セールスレディ 後から汚せ（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第 201 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6090061	後藤整形外科医院	医療法人後藤会	菊池市隈府字藪ノ内 923	平成 19 年 1 月 1 日
6030117	荒尾脳神経外科医院	医療法人博美会	荒尾市川登 1921	平成 19 年 2 月 1 日
6010232	鶴田胃腸科内科	医療法人博真会	八代市日置町 314-4	平成 18 年 12 月 1 日
6420031	宮川内科医院	医療法人五岳会	合志市栄 2497-10	平成 18 年 12 月 1 日

## 〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6084017	いるか歯科医院	光永 昭宏	天草市牛深町鬼塚 2039-12	平成 19 年 2 月 1 日
6354012	あおぞら歯科	神村 崇悟	山鹿市鹿本町来民字坂東1019-3	平成 19 年 1 月 1 日
6054027	たなか歯科クリニック	田中 康	玉名市六田 12-5	平成 19 年 1 月 1 日

## 〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0001007	株式会社さつき薬局	株式会社さつき薬局	上益城郡御船町大字御船 942-9	平成 18 年 12 月 1 日
0001008	さつき薬局嘉島店	株式会社さつき薬局	上益城郡嘉島町大字北甘木2027-2	平成 18 年 12 月 1 日
0001009	有限会社三宝調剤薬局	有限会社三宝調剤薬局	葦北郡芦北町大字田浦町1195-10	平成 18 年 12 月 1 日

## 熊本県告示第 202 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届け出があった。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6210012	那須内科胃腸科医院	那須 俊明	宇城市小川町小川 66-1	平成 19 年 1 月 10 日
6050033	南医院	南 眞二	玉名市繁根木 277	平成 19 年 1 月 8 日
6410003	野上医院	野上 進一郎	菊池郡菊陽町津久礼字石坂2338	平成 18 年 12 月 28 日
6440003	津留小児科医院	津留 唯信	合志市須屋 628	平成 18 年 11 月 30 日
6090028	後藤整形外科医院	後藤 昭維	菊池市隈府栄町 923	平成 18 年 12 月 31 日
6010164	鶴田胃腸科内科医院	鶴田 博三	八代市日置町 314-4	平成 18 年 11 月 30 日
6420005	宮川内科医院	宮川 俊作	合志市栄 2497-10	平成 18 年 11 月 30 日

## 〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6584005	かしまデンタル	鮫田 慎也	上益城郡嘉島町鯉 1808-2	平成 19 年 1 月 15 日

## 〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
0000567	有限会社さつき薬局	有限会社さつき薬局	上益城郡御船町大字御船 942-9	平成 18 年 11 月 30 日
0000762	さつき薬局嘉島店	有限会社さつき薬局	上益城郡嘉島町大字北甘木2027-2	平成 18 年 11 月 30 日
0000674	有限会社三宝調剤薬局	有限会社三宝調剤薬局	葦北郡芦北町大字田浦町1195-4	平成 18 年 11 月 30 日

## 熊本県告示第 203 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から休止の届出があった。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	休止年月日
6040014	紫藤医院	紫藤 雄子	水俣市丸島町 1-6-1	平成 18 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 204 号**

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から変更の届出があった。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
えうら耳鼻咽喉科クリニック	医療法人正佑会	所在地		平成 18 年
		菊池郡大津町室 212-1	菊池郡大津町室 210-6	11 月 11 日
山口歯科医院	山口 治利	菊池郡菊陽町津久礼字宮ノ上 362-7	菊池郡菊陽町津久礼 173-18	平成 17 年 4 月 16 日

**熊本県告示第 205 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 上天草市
- 2 事業の種類 上天草市役所大矢野庁舎駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 熊本県上天草市大矢野町上字田原地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について  
申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、上天草市が大矢野庁舎の駐車場を整備するものであり、土地収用法第 3 条第 31 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。  
以上のことから、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第 20 条第 2 号の要件への適合性について  
起業者は、本件事業に係る用地費、補償費及び工事費等について、土地開発基金及び一般会計により予算措置を講ずることとしている。  
以上のことから、起業者は土地収用法第 20 条第 2 号に掲げる要件を充足すると判断される。
  - (3) 土地収用法第 20 条第 3 号の要件への適合性について  
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
本件事業は、四町合併により誕生した上天草市の大矢野庁舎において、来庁者及び職員の増加により不足している駐車場を整備するものである。  
大矢野庁舎の来庁者の状況は、1 日平均 195 人であり、合併前の 1 日平均 100 人と比較すると 95 人増加している。  
また、職員数については、合併前と比較して職員数は 137 人から 171 人と 34 人増加したが、大矢野町以外の職員が 81 人増加しており、これらの職員は、通勤距離が 7 ～ 40km となっている。  
一方、上天草市の公共交通機関は路線バスに限定され、運行本数も一時間に一本程度と少なく、来庁者及び職員のほとんどが自家用車を利用しなければならない状況にあり、駐車場が大幅に不足することとなった。  
本件事業の施行により、新たに 100 台分の駐車場が確保され、来庁者の利便性が向上することになり、ひいては、新市が目指すまちづくりの実現に寄与するものである。  
よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。  
イ 本件事業の施行により失われる利益について  
本件事業の起業地は、現況が農地であり、その周辺に住宅地も存在するが、本件事業の施工には、土砂の流出防止、排水路の確保を行うとともに、住宅周辺には駐車場スペースを配置しないなどの措置を講じているため、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。  
加えて、本件事業地内には、文化財保護法及び絶滅のおそれのある野生動物の種

の保存に関する法律により、保護のため特別の措置を講ずべき文化財や動植物は見受けられない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。以上のことから、本件事業計画は土地収用法第 20 条第 3 号に掲げる要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

合併当初からの慢性的な駐車場不足の状況において、多数の来庁者が予想される場合に、近隣の民有地や JA あまくさ大矢野支所駐車場を臨時職員駐車場として借り上げ、その空いた駐車場を来客者用駐車場として対応している状況にあった。しかしながら、民有地については平成 18 年度から近隣企業の駐車場として賃貸契約を結ばれたため利用できなくなり、また、JA あまくさ大矢野支所についても支所機能統合により、今後臨時的に利用できる駐車場が限られてくる。このまま駐車場不足を放置すれば、窓口業務等で来庁する住民に駐車スペースを提供できず、駐車場が混雑し安全性の確保が困難となるばかりか、会議や行事等を開催することも困難となり、本庁舎としての機能を損なうおそれがあり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画でも述べられているとおり事業の施行に必要な最小限の面積にとどめられている。

また、起業地には一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は土地収用法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は土地収用法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所  
上天草市役所監理課

公 告

熊本県公告第 197 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 2 月 15 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人 21 世紀環境研究会
- 3 代表者の氏名  
辻 重男
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市飛田三丁目 6 番 35 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、環境保全に関する啓発事業を草の根運動的に実施して、地球環境の保全と文化的で健康な市民生活の建設並びに高齢者、家庭婦人等の社会参画機会の拡大に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 198 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 2 月 19 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人熊本社会保障支援機構
- 3 代表者の氏名  
花元 照美

- 4 主たる事務所の所在地  
玉名市大浜町 3041 番地 2
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、「人」が夢と希望を持ち、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者・児童・身障者福祉の向上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究及びまちづくりに関する提言及び情報提供に関する事業を行い、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 199 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ川尻店  
熊本市八幡七丁目 5 番 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社アスト  
熊本市安政町 1 番 2 号 代表取締役 馬場英治
  - (2) 小売業を行う者  
マックスバリュ九州株式会社  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 19 年 10 月 22 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,119 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
55 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
38 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
40 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
10 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24 時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24 時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日  
平成 19 年 2 月 21 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 3 月 7 日から平成 19 年 7 月 7 日まで

**熊本県公告第 200 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、本渡土地改良区理事長塩田實治から方原地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 201 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
熊本県ホームページのコンテンツ作成及び維持管理業務
- (2) 委託業務の概要  
熊本県ホームページのコンテンツ作成及び維持管理に係る常駐職員派遣等
- (3) 委託業務の詳細  
入札説明書のとおり
- (4) 委託期間  
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (5) 入札方法
  - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目の情報処理業務（ホームページ制作・維持管理）に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6 の（4）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 平成 19 年 3 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでおり、実績があること。
  - (6) ホームページ作成職員を常時 5 人以上有すること。
  - (7) ホームページ作成及びデザイン設計を経験し、HTML タグ、CompactHTML タグ、JavaScript 及びスタイルシートについての知識を有し、かつ、活用できる者を派遣し、常駐させることができること。
  - (8) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
4 の（1）に記載のとおり  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成 19 年 3 月 7 日（水）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
  - (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所

熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館 4 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2027

## 6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 3 月 7 日（水）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 3 月 9 日（金）午後 2 時から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 701 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 3 月 23 日（金）午後 2 時から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 701 会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 22 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

## 7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結

- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種別及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これら履をすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 202 号

熊本市長幸山政史から協議のあった木部無田地区土地改良事業（区画整理）の施行については、平成 19 年 2 月 28 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人での決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
木部無田地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 19 年 3 月 8 日から平成 19 年 4 月 5 日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

### 熊本県公告第 203 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
平成 19 年度水質検査検体搬送業務
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書、業務仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 3 月 28 日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、平成 19 年度水質検査検体搬送業務に要する費用とし、各ルート 1 回当たりの搬送料金の合計金額とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書、業務仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「運送業務」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年3月7日(水)から平成19年3月15日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成19年3月7日(水)から平成19年3月19日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所に様式第1号を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県環境生活部水環境課水道班(県庁行政棟新館5階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2302(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書、業務仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成19年3月7日(水)から平成19年3月22日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成19年3月15日(木)午前10時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館5階北側会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成19年3月23日(金)午前10時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
- (5) 入札書の提出方法  
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年3月22日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に予定回数に乗じた金額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該

- 当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- ウ 入札保証金免除申請書の提出期限  
入札保証金免除申請書は、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 19 日（月）午後 5 時 30 分までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に予定回数に乗じた金額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

## 熊本県公告第 203 号の 2

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成 19 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 熊本県森林地図情報システム用サーバー一式及び端末機器並びに周辺機器等一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入期限 平成 19 年 3 月 30 日
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法  
ア 入札金額は 1 月当たりの借入代金で行います。見積もりに当たっては 60 月賃貸借

- 料率で計算すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札価格の決定に当たっては、公正取引委員会の平成13年1月31日付け「官公庁等の情報システム調達における安値受注について」及び経済産業省大臣が同年10月12日に東京都の電子政府関連システム安値入札問題に関連して発表した談話を十分考慮すること。
- エ 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- オ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年5月12日熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として、営業種目リース・レンタル（OA機器）に登録された者であること。
- (2) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成19年3月14日（水）午後5時30分までに熊本県農林水産部森林整備課に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者でなければならない。  
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札に参加できる者
- 2に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成19年3月14日（水）午後5時30分までに熊本県農林水産部森林整備課へ提出し、審査を受け承認を受けたことを証明する書類を入札時までに提出したもの。
- 4 契約条項を示す場所
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
熊本県農林水産部森林整備課（熊本県庁行政棟本館10階）  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-383-1111 内線 5622  
ダイヤルイン 096-333-2434
- (2) 入札説明書の交付
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 交付期限は、平成19年3月14日（水）までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成19年3月16日（金） 午後1時30分
- イ 場所 熊本県庁行政棟本館10階 農林水産部会議室
- (4) 入札書の提出方法
- 4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 入札に関する事務を担当する部局の名称  
熊本県農林水産部森林整備課（熊本県庁行政棟本館10階）  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-383-1111 内線 5622  
ダイヤルイン 096-333-2434
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じて得た額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるに限る。）。
- (3) 無効の入札  
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定の方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者が、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月額（60 月）を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。  
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者は、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 登載依頼

#### 熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会公告第 1 号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会会長

- 1 開催日時  
平成 19 年 3 月 20 日（火）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所  
阿蘇プラザホテル 2 階会議室「草千里の間」（阿蘇市内牧 1287）
- 3 議題
  - (1) 第 4 次阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について
  - (2) 第 5 次医療計画策定に関する阿蘇地域保健医療計画策定専門部会の設置について
  - (3) 救急医療専門部会の報告について
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
阿蘇市内牧 1204  
阿蘇地域保健医療推進協議会事務局（熊本県阿蘇保健所総務企画課）  
（電話 0967-32-0535）

#### 熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 6 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時  
平成 19 年 3 月 14 日（水）  
午後 7 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所  
熊本市東町 4-11-1  
熊本県健康センター 3 階会議室
- 3 議題  
平成 19 年 2 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
 （電話 096-383-1111 内線 7080）

### 熊本県地域福祉推進委員会公告第 2 号

第 12 回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県地域福祉推進委員会 会長 由 井 照 二

- 1 開催日時  
 平成 19 年 3 月 20 日（火）  
 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所  
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題  
 (1) 熊本県地域福祉支援計画中間見直しについて  
 (2) その他
- 4 傍聴者の定員  
 10 人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県地域福祉推進委員会事務局  
 （熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉企画班）  
 （電話 096-383-1111 内線 7026）

### 熊会公告第 110 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 7 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品  
 燃油類（自動車揮発油・軽油・白灯油・エンジン油等入札説明書による。）
- (2) 給油数量  
 入札説明書による。
- (3) 契約の種類  
 単価契約
- (4) 契約期間  
 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (5) 給油所の設定  
 入札説明書による。
- (6) 入札方法  
 ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 0.01 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
 イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
 ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目石油製品に登録された者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) 記載の入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 3 月 7 日（水）から平成 19 年 3 月 14 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部警務部会計課用度係（警察棟 4 階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-381-0110 内線 2242・2243
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 3 月 7 日（水）から平成 19 年 3 月 14 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 3 月 23 日（金）午後 3 時 30 分から  
イ 場所  
熊本県警察本部 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法  
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 3 月 22 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった各油種の単価（消費税等を含む）に年間給油見込み数量を乗じて得た額の合計金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。  
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成 19 年 3 月 20 日（火）までに 4 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入

- 札
- エ 記名押印を欠く入札
  - オ 金額を訂正した入札
  - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - キ 明らかに連合によると認められる入札
  - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ケ 2以上の意思表示をした入札
  - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約書の締結
- ア 契約書作成の要否
  - イ 契約の締結期限  
落札決定の日から7日以内とする。
  - ウ 落札者からの契約締結の申し出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、各油種の契約単価に年間給油見込み数量を乗じて得た合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

